

# リスクマネジメント保安指導員制度

## ◆目的◆

○保安技術の向上及び保安教育の推進を図り、もって鉱山災害の防止を図る制度(保安指導員制度)を活用し、特に、中小鉱山におけるリスクマネジメントの定着を図ることを目的とする。

## ◆概要(仕組み)◆

### 1. (指導要請)

鉱山から、産業保安監督部長(監督部長)に対し、リスクマネジメントの指導要請。

### 2. (保安指導員の委嘱)

監督部長は、リスクマネジメント専門家を保安指導員として委嘱。鉱山に派遣させる。

### 3. (予備調査・打合せ)

リスクマネジメントの専門家である保安指導員と、鉱山保安の監督官が予備調査として、打合せを行う。(事前に対象鉱山のリスクマネジメントの取り組み(現況調査、保安規程等)、監督官の検査指導状況、鉱山現場の状況等について、共通認識する)

### 4. (本調査・指導)

鉱山が行うリスクマネジメントの実施状況を監督官が立ち会いのもと、保安指導員が確認・指導する。必要に応じ、鉱山の現場に詳しい資源関係の専門家も同行する。監督官は、リスクマネジメントの検査手法について体得。

### 5. (評価・好事例の展開)

取組事例の評価により、鉱山が実施している有効な事例については、パンフレット等に紹介し、全鉱山への展開を図る。

## ◆成果◆

- 指導を受けた鉱山のリスクマネジメントのレベルアップ
- 鉱務監督官の監督検査・指導のスキルアップ
- 先駆的な取組事例の蓄積及び水平展開(パンフレット等への反映)

## ◆スキーム◆

